

茨城県立佐和高等学校同窓会会則（改正後）

第1章 総 則

第1条 本会は、茨城県立佐和高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は、本部を茨城県立佐和高等学校内におく。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、本校の発展に貢献することを目的とする。

第2章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿および会誌の発行
2. 会員相互の研修および本校行事に対する協力援助
3. その他本会の目的を達成するのに必要と認める事業

第3章 会 員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正 会 員 本校卒業生
2. 特別会員 本校現職員および旧職員

第4章 役員および幹事

第6条 本会は、次の役員をおく。

1. 名誉会長 （現職校長）
2. 顧 問 若干名
3. 会 長 1名
4. 副 会 長 若干名
5. 書 記 若干名
6. 会 計 2名
7. 会計相談役（現職事務長）
8. 常任幹事 卒業年次ごと2名
9. 監 査 2名

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長、書記、会計、監査は、正会員の中から総会において選出する。
2. 常任幹事は、卒業年度別に幹事より互選する。

第8条 幹事は、卒業年度ごとに各組2名おく。

第9条 本会員の任務は次のとおりとする。

1. 名誉会長は、本会の重要事項の諮問に応ずる。
2. 顧問は、本会の重要事項の諮問に応ずる。
3. 会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
5. 書記は、本会の庶務一般にあたる。
6. 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
7. 会計相談役は、会計事務における本校との連絡調整にあたる。
8. 常任幹事は、本会の目的を達成するために必要な事項を審議する。
9. 監査は、会計の監査にあたる。

第10条 本会の運営について、会長の諮問に応えるため顧問をおくことができる。

第11条 役員の任期は4年とし、再選を妨げない。

第5章 会 議

第12条 総会は、原則として4年に1回開催し、予算、決算、規約改正、その他必要な事項を審議決定する。

ただし、総会を開催しない年度における予算、決算の承認及び緊急を要する場合は、役員会の決議により決定することができる。この場合は、次期総会において報告し、承認を受けたものとする。

第13条 役員会は、名誉会長、顧問、会長、副会長、書記、会計、常任幹事で構成し、会長が必要に応じて招集し、本会の重要事項を審議する。

第6章 会 計

第14条 正会員は、入会の際に終身会員として5,000円を納入する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日より翌々年の3月31日までとする。

第7章 雑 則

第16条 会員の住所に変更が生じた場合は、本部に報告する。

第17条 本会は、必要に応じて支部を置くことができる。

- 付 則
1. 本会則は、昭和63年3月1日より実施する。
 2. 総会は、当該する年の8月の第1日曜日に開催する。
 3. 改正後の本会則は、平成20年11月16日より実施する。